

平成19年10月2日

千葉県議会議長 田久保 尚俊 様

千葉県議会あり方検討委員会  
委員長 田 中 宗 隆

常任委員会のあり方について（答申）

平成19年6月19日付け千議第103号で諮問のありました標記の事項について、別添のとおり答申いたします。

## 常任委員会のあり方について

常任委員会のあり方のうち、会議の録音、会議録の作成方法、会議録の公開及び委員会の公開（傍聴）について検討した結果、県民に開かれた議会とするため次のとおり取扱うことが適当と思料します。

### 記

#### 1. 常任委員会の会議録について

- ① 会議は録音する。
- ② 会議の録音方法は、各委員・執行部の発言内容がはっきりと聞こえるようにするとともに、確実に録音できる機器を整備する。  
機器については別紙1のとおりとする。  
(なお、整備する機器については、もう少し時間をかけて議論すべきとの少数意見があった。)
- ③ 会議録は逐語記録とする。
- ④ 会議録は公開することとし、公開の方法は県議会のホームページに掲載することにより行う。
- ⑤ これらの実施時期は、録音機器の導入時期にあわせることとし、平成20年度の早い時期に行う。なお、これにあわせ、委員会条例の改正を行う。

#### 2. 常任委員会の公開（傍聴）について

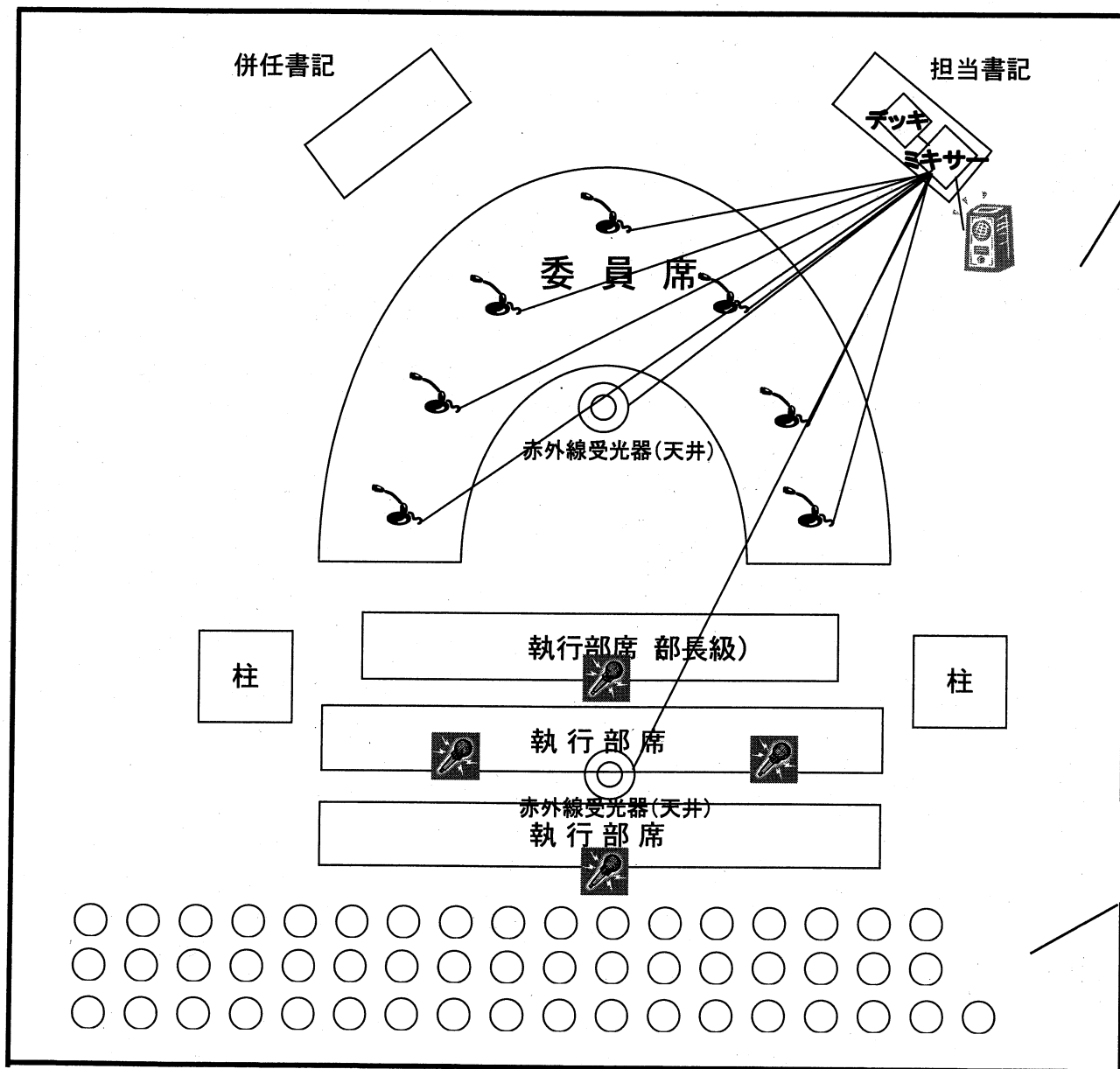
- ① 委員会の傍聴は委員長の許可を必要としない原則公開とする。  
傍聴定数は原則20名とする。
- ② 実施時期は、平成20年6月定例会からとし、これにあわせ委員会条例等の諸規程の整備を行う。

#### 3. 議会運営委員会及び特別委員会について

議会運営委員会及び特別委員会についても常任委員会と同様の扱いとすることが望ましい。

また、議会運営委員会の録音機器の整備については別紙2のとおりとするとともに、傍聴定数は原則15名とする。

常任委員会 録音設備設置 第1～8委員会室)



○執行部席



卓上マイク 7本



赤外線マイク 4本



スピーカー 1個

# 議会運営委員会録音設備設置

